

広島県告示第百六十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十九年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

早時 A 地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		大字		字		地番		標柱番号	
廿日市市		大野		早時	前空	三四〇三番一	標柱一号		
						八八〇番一五	標柱二号		
						八八〇番一九〇	標柱三号		
						八七九番一	標柱四号		
		早時				三四〇三番五地先道路敷	標柱五号及び六号		